

(参 考)

税関手続のＩＴ化及びこれに関連する施策の 総合的な分析・評価について

平成 19 年 3 月

株式会社 日通総合研究所

目 次

エグゼクティブ・サマリー	1
1 . 税関手続の IT 化の背景	5
(1) 税関手続を取り巻く環境の変化	5
1) 貿易額の増加	5
2) 航空貨物輸送の増加	6
3) 輸出入許可件数の増加	7
(2) 税関手続における IT 化への取組みの経緯	10
1) Air-NACCS の導入	12
2) Sea-NACCS の導入	12
3) NACCS の更改	13
4) netNACCS の導入	15
5) 輸出手続のワンストップサービス及びシングルウインドウサービスの導入	15
6) CuPES (Customs Procedure Entry System) の導入	17
7) WCO データモデルに基づく輸出申告	18
(3) 関係省庁における IT 化の取組み	18
1) 港湾関係	18
2) 輸出手続関係	20
(4) 刷新可能性調査と最適化計画の策定	24
1) レガシーシステムの見直し	24
2) 刷新可能性調査結果の概要	25
3) 税関業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)最適化計画の概要	29
2 . 税関手続の IT 化等の施策の展開	35
(1) 制度等の概要及び利用率	35
1) 通関システム	35
2) 通関処理システム等との接続	42
3) 通関制度等	45
3 . 施策等の効果の測定	67
(1) リードタイムの短縮	67
(2) アンケート調査のまとめ	87
イ . 通関システム・制度の認知度	87

1) 通関システム	87
2) 通関諸制度	91
口 . 利用者の満足度の把握	96
1) 通関システム（事業者）	96
2) 各手続システムの連携	105
3) 通関諸制度の利用状況と利用効果（輸出入者）	107
4) 通関諸制度の利用状況と利用効果（事業者）	116
5) セキュリティの確保	122
6) 問題点及び改善点の把握	124
ハ . その他	136
7) 電子申告の原則化・義務化の是非	136
8) 次期 NACCS 及び NACCS センターへの期待	138
(3) ヒアリングのまとめ	140
1) NACCS 及び netNACCS の利用について	140
2) 輸出入及び港湾関連手続について	143
3) 輸出入通関諸制度について	144
4) その他	147
4 . 施策の評価	149
(1) 各施策の評価の内容	149
1) NACCS 対象業務及び対象地域の拡大	149
2) CuPES の導入及び改善	152
3) netNACCS の導入	154
4) 輸出手続のワンストップサービスの導入	155
5) 輸出入・港湾関連手続のシングルウインドウサービス	157
6) 予備審査制度の導入及び輸出への拡大	158
7) 到着即時輸入許可制度の導入及び海上貨物への拡大	160
8) 簡易申告制度の導入及び継続要件の緩和、貨物指定要件の緩和及び対象貨物の拡大	163
9) 特定輸出申告制度の導入	165
10) 航空少額無税貨物に係る簡易な申告制度の導入	166
11) FAL 条約締結に伴う港湾関連手続の共通様式の実現	167
12) 大型 X 線検査装置の配備等	168
(2) 総合評価	171

(参考1) 海外における電子申告の義務化・原則化の動向..... 175

(参考2) 税関業務の業務・システム最適化計画との関係..... 178

エグゼクティブ・サマリー

この報告書では、財務省・税関における税関手続のIT化とこれに関連する施策に係る取組みとして、以下に掲げる施策について総合的に評価した。

【評価の対象となる施策】

- 1 . NACCS 対象業務及び対象地域の拡大（平成 3 年以降）
- 2 . CuPES の導入（平成 15 年）
- 3 . netNACCS の導入（平成 15 年）
- 4 . 輸入手続のワンストップサービスの実施（平成 9 年）
- 5 . 輸出入及び港湾関連手続のシングルウインドウサービスの実施（平成 15 年）
- 6 . 予備審査制度の導入（平成 3 年）及び輸出貨物への拡大（平成 16 年）
- 7 . 到着即時輸入許可制度の導入（平成 8 年）及び海上貨物への拡大（平成 15 年）
- 8 . 簡易申告制度の導入（平成 13 年）及び継続要件の緩和（平成 15 年） 貨物指定要件の緩和（平成 17 年） 対象貨物の拡大（平成 18 年）
- 9 . 特定輸出申告制度の導入（平成 18 年）
- 10 . 航空少額無税貨物に係る簡易な申告制度の導入（平成 16 年）
- 11 . FAL 条約締結に伴う港湾関連手続の共通様式の導入（平成 17 年）
- 12 . 大型 X 線検査装置の配備等（平成 13 年以降）

なお、評価を行うに際して、輸出入者、事業者等を対象に通関システム及び通関制度に関するアンケート調査及びヒアリング調査¹を実施した。

第 1 章 税関手続の IT 化の背景

本章では、税関手続のIT化の背景を分析する。具体的には、年々増加する貿易量、特に国際航空貨物輸送の増加により、税関業務への需要が急増したことが航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）の導入の契機となったことをデータを用いて実証的に分析し、次いで税關におけるIT化の取組について、NACCSのその後の全国展開等につき時系列でその概要を述べる。

また、税關と関連の深い関係省庁におけるIT化の取組みを紹介する。

最後に、今後の税関手続のIT化の方向性を示した税関業務の業務・システム最適化計画について、その策定の経緯及び内容について述べる。

¹ アンケート調査は、1,985 社（輸出入者 327、通関事業者等の事業者 1,658）を対象として、平成 19 年 2 月中旬に郵送により実施した。回収数は 1,015 社（輸出入者 87、事業者 928）回収率は 52.0%（輸出入者 26.8%、事業者 57.1%）であった。ヒアリング調査は平成 19 年 2 月下旬～3 月上旬にかけて、アンケート調査回答者のなかから、現行通関システム・通関制度の利用者 6 社を選定して、簡易申告制度、特定輸出申告制度、入港関係手続、netNACCS 等を中心に行った。

第2章 税関手続のIT化等の施策の展開

本章では、第1章で紹介したNACCS等のシステム内容について概観するとともに、その利用状況について述べる。また、通関システムの連携の概要についても紹介する。

次いで、予備審査制度（輸入）簡易申告制度、航空少額無税貨物に係る簡易な輸入申告制度、予備審査制度（輸出）特定輸出申告制度の概要について紹介するとともに、当該通関制度の利用状況について述べる。

最後に、近年における通関体制の動向として注目されるFAL条約の発効による簡素化の推進、検査装置の導入によるセキュリティの確保について述べる。

第3章 施策等の効果の測定

本章では、まず「輸入手続の所要時間調査」²の結果に基づいて、電子化・簡素化による輸入手続に要する時間（輸入貨物の入港～輸入許可までのリードタイム）の短縮効果を、さまざまな側面から検証する。

次いで、アンケート調査結果から通関システム・制度の認知度、当該システム・制度に関する利用者満足度及び問題点並びに改善点の把握を行う。その他、アンケート調査結果により、今後の取組課題として注目されるセキュリティの確保（大型X線検査装置の配備等）、電子申告の原則化・義務化の是非、NACCSの利便性と利用料金のバランス、ならびに次期NACCS及びNACCSセンターへの期待に関する利用者側の具体的な評価や意見・要望について整理する。

また、ヒアリング調査結果により、NACCS及びnetNACCS、輸出入及び港湾関連手続、輸出入通関諸制度等について、利用者側の具体的な意見を検討し、その利用実態を明らかにする。

第4章 施策の評価

第1章～第3章の分析を踏まえて、12項目の税関手続のIT化及び諸制度に関する施策に対する評価結果を述べる。

次いで、上記の個別評価を「税関手続のIT化に係る施策」と「税関手続の簡素化・迅速化のための施策」の2つのグループに大別して総合評価を行う。

この総合評価のポイントを列挙すれば以下の通りである。

税関手続のIT化に係る施策

現在、NACCS抜きに我が国の通関手続は成立せず、その効果は多方面に浸透している。また、インターネットの急速な普及により可能となったnetNACCSの導入は、NACCSへ参加しやすい

² 平成3年を第1回として、直近の平成18年調査まで、合計8回の調査が実施してきた。調査期間は1週間、当該期間に全国の主要税関官署に輸入申告のあったもののうちから無作為抽出（直近第8回調査のサンプル数は海上貨物2,799件、航空貨物4,122件）。入港（船舶・航空機の到着）、搬入（貨物の保税地域への搬入）、申告（税關への輸入申告）及び許可（税關の輸入許可）の日時などについて、通関業者及び他省庁等の協力を得てデータを収集している。

環境づくりを進め、業務効率の向上に大きく寄与している。

NACCS 稼働後の輸入手続の所要時間は、システム相互の連携や輸入手続の効果も相まって着実に短縮し、民間事業者へ大きな経済効果をもたらしている。netNACCS も民間事業者にとって費用対効果が大きいが、CuPES については過剰なシステム投資であり、スリム化が必要との指摘があり、早急な改善が求められるところである。NACCS によるワンストップサービス開始（平成 9 年）以降、輸入手続の所要時間には短縮化傾向が認められるところであるが、Sea-NACCS のシングルウインドウ業務においても、FAL 条約発効後、入力業務が軽減されたとする事業者が多いことから、効果が高かったことがうかがえる。

NACCS による業務効率向上の効果は、netNACCS の導入によりデータ参照等が日常的な業務に広がり、NACCS の利用価値の増大をもたらしている。その一方、CuPES については迅速化・効率化等の面で導入時に見込んでいた効果を発揮し得ないものとなっている。なお、シングルウインドウをはじめとする他省庁と連携した一連の取組に関する利用者の評価は非常に高い。FAL 条約の発効により港湾手続業務の入力項目数も大幅に削減されており、事業者の効率化効果は高まっている。

NACCS については、国及び民間の利用状況により、それぞれが負担するルールが定められており、費用負担の公平性が担保されている。また、シングルウインドウサービスの利用による追加負担はなく、ワンストップサービスについても各システムを所管する省庁が費用を按分して負担しており、利用者に追加負担を求めるものではない。利用者にとっては、コストを新たに負担することなく、利便性が高まっていると言える。

NACCS や CuPES に限らず、各種電子手続システムは、一定範囲の業務の効率化を目指して導入されている。NACCS については通関手続に関する業務の効率化を狙いとしており、他システムとの整合性を崩すものではない。むしろ、他省庁システムとの連携を進めており、利用者利便の向上を図っている。今後はコンテンツの改善・統一が強く求められるところである。

税関手続の簡素化・迅速化のための施策

これまで法令の改正や弹力的な運用等により多様な制度を導入し、対応を行ってきたところであるが、その時々の時宜に適った制度導入を進めてきたと言える。しかし、いたずらに制度を増やすことは通関手続の複雑さをまねく恐れが強く、必要性が薄れた制度は廃止し、重複する機能を果たす制度は統合するなど、適宜見直しを進めていくことが必要である。

迅速性を確保することを目的とする予備審査制度や到着即時輸入許可制度は、その導入による時間短縮効果が認められる。迅速性を求める貨物には、制度導入の効率性が確保されている。コンプライアンス（法令遵守）を反映した制度は、今後の通関制度の中核となるべき制度であるため、その効率性向上に向けた利用拡大を果たすため、制度改善に取り組んでいかなければならぬ。なお、FAL 条約の発効に伴い、入力項目が大幅に削減され、また、大型 X 線検査装置の配備によって大幅な検査時間の短縮が実現している。

予備審査制度や到着即時輸入許可制度は、航空貨物での利用は拡大しているものの、海上貨物については、利用率は総じて低水準にある。しかし、利用率の低い海上貨物であっても、急ぐ貨物にとっては、その迅速性が評価されており、制度導入の有効性が確保されている。簡易申告制度及び特定輸出申告制度については、現状では利用者が少なく、有効性を発揮しているとはい難いことから、貨物の流通形態に適合した制度設計となっているか、改めて見直す必要性が大きいと言える。FAL 条約の発効により、入力業務は軽減されたものの、ペーパーレス化が完全に実現しない限りその効果は限定的との指摘もあることから、今後はペーパーレス化の実現への対応を進めることが必要である。大型 X 線検査装置の配備により、水際で押収される不正薬物等が増加しており、有効性が確保されている。

予備審査制度や到着即時輸入許可制度、航空少額無税貨物に係る簡易な申告制度は、これらの制度により可能となる簡素化された取扱いを求める貨物に利用されており、貨物や輸出入者による差別的な取扱いはなされていない。簡易申告制度、特定輸出申告制度については、コンプライアンスに対応した便益の供与を行うものであり、負担と受益のバランスを確保することが指向されている。

現在導入されている通関諸制度は、それぞれの目的、供与する便益水準に差異があり、貨物の特性により使い分けがなされている。したがって、基本的に各制度は整合性を確保していると言えるものの、特定輸出申告制度と包括事前審査制度については、類似性を指摘することができるため、両制度の統合、見直し等を行う必要性が大きいと言える。